

令和3年8月教育委員会議（第5回）

議案第1号 「和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

概 要

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正があったため必要な改正を行うもの。
- ・地域型保育事業所を卒園した後においても、引き続き保育が受けられる場合には連携施設の確保が不要とする。
- ・保護者の疾病等の理由により家庭での保育が困難な乳幼児に居宅訪問型保育を提供できることが明確化されたことへの対応
- ・第49条（電磁的記録）の追加。

結 果

- ・原案のとおり承認する。

議案第2号 「和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例を一部改正する条例について」

概 要

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正があったため必要な改正を行うもの。
- ・第5条の内容を第62条（電磁的記録等）に置き換える。

結 果

- ・原案のとおり承認する。

議案第3号 「和木町立和木こども園管理運営規則の一部改正について」

概 要

- ・教育に係る学期に誤りがあるため。（第7条）
- ・養護をつかさどる職務に現在は保健師を配置しているが、これに養護教諭を含めるため。（第14条）
- ・復園願の添付書類として、医師の診断書を不要とする取り扱いに変更するため。

結 果

- ・原案のとおり承認する。